

覚

- 一、新潟新町之家来ル九月十五日以前ニ可相立候、若明屋敷にて置申候者召上余人可遣候、
- 一、本町并かた町までの内に有之蔵座敷等をこほち、新町へ引越申間敷候事、
- 一、本町之内にても隠居之者か又者子共小かたの儀者、新町へ越候而もくるしかるましき事、
- 一、本町にて前々のことくけんふ、小物紙以下売可申事、
- 一、米、大豆之見せ売并くしこ、くしあわひ、こぶ、から鮭類、新町ニ而売可申事、
- 一、材木町之義望次第ニ罷出家を可相立候、然者竹木板丈木何も材木町へ可相付候事、
- 一、二ノ町之内、かた町ニ明屋敷有之事ニ、のぞミ次第ニ家を可相立候、諸役有之間敷候事、
- 一、町うらになんこの者置申間敷候、但其屋敷主分在に過、相会一間分請取候者、以来諸役式人分ニ可申付候、其外ニなんこの者と名付町人をかくし置申間敷候、
- 一、町人之内他郷へ引越ものを見かくし、代官にも不相理候ハ、十人組之義者不及申、親類等至迄可為曲事事、
- 一、奉公人之家町なミに有之間敷事、
- 一、河はた道三間、其外水きわまでの地形ろくに仕、道筋いつれもさうち可申付事、
- 一、町中ニ出入有之者、代官ニ申届穿鑿可致候、若下にて不相済候者、代官折紙を記長岡へ可罷上候事、
- 一、す崎之町七月中ニ可相立候、若家おそく作、鮭あミ之儀如在仕候者可為曲事事、
- 右条々無相違様可申付候、若相背者有之者越度可申付候、仍如件、

元和三年

巳

七月朔日 丹後(花押)

堀七郎左衛門殿  
古高市之丞殿

※関係するみなとぴあ図録

『近世黎明―堀直寄と新潟―』（二〇一六年）